

高額療養費の自己負担限度額が変わります

平成30年8月診療分から、高額療養費の自己負担限度額が下表のとおり変わります。

●対象者

- ・老人医療費支給制度
65歳から69歳までの福祉医療費受給者証(老)をお持ちの方(一定の所得基準を満たす方)
- ・医療保険制度(国民健康保険、後期高齢者医療制度)
70歳以上の方

<平成29年8月から平成30年7月診療分まで>

適用区分	外来(個人単位)		外来+入院(世帯単位)	
	金額	注	金額	注
現役並み所得者	57,600円		80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【4回目以降 ※1 44,400円】	
一般 ※4	14,000円	※2	57,600円【4回目以降 ※1 44,400円】	
低所得者Ⅱ	8,000円		24,600円	
低所得者Ⅰ			15,000円	



<平成30年8月診療分から>

適用区分	外来(個人単位)		外来+入院(世帯単位)	
	金額	注	金額	注
現役並み所得者	課税所得 ※3 690万円以上		252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【4回目以降 ※1 140,100円】	
	課税所得 ※3 380万円以上		167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【4回目以降 ※1 93,000円】	
	課税所得 ※3 145万円以上		80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【4回目以降 ※1 44,400円】	
一般 ※4	18,000円	※2	57,600円【4回目以降 ※1 44,400円】	
低所得者Ⅱ	8,000円		24,600円	
低所得者Ⅰ			15,000円	

- ・外来(個人単位)の限度額を適用後に、外来+入院(世帯単位)の限度額を適用します。
- ※1 過去12カ月以内に、限度額を超えた支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。
- ※2 8月から翌年7月の12カ月間年間限度額は144,000円です。
- ※3 課税所得とは、所得から所得控除分を差し引いた、課税の対象となる金額のことです。
- ※4 世帯収入の合計額が520万円未満(一人世帯の場合383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得 ※5」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
- ※5 前年の総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物等の譲渡所得金額などの合計から基礎控除(33万円)を除いた額。

老人医療費支給制度 〇高齢福祉課 ☎(0771)68-0006

医療保険制度 〇保健医療課 ☎(0771)68-0011